

# 八幡市人口ビジョンおよび 八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定

市の人口の現状分析と将来展望を行い、それにより浮かび上がった課題に対する方策を実施していくことを目的に、八幡市人口ビジョンを策定しました。また、人口減少を受け入れながらも、将来にわたって活力ある地域を維持していくため、住みたくなく暮らし続けたいような魅力あるまちを目指して、八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略(総合戦略)を策定しました。

## 八幡市人口ビジョン

市の人口は、平成21年度以降、転出者数が転入者数を上回る傾向にあり、さらに平成24年度以降は出生数が死亡数を下回る自然減少の局面に突入しました。一定の人口減少と少子高齢化は、受け入れざるを得ませんが、将来にわたり、地域経済と都市機能を維持していくため、出生率を上させ、転出超過を解消させることで、平成52年時点の人口を6万5千人以上とする目標を設定しました。

## 八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 基本コンセプト

総合戦略の基本コンセプトを輝く「まち」と「未来」! みつ星☆☆☆やわた

と設定しました。

★子どもが輝く未来の創生

やわた 子ども未来プロジェクト

★健康都市の創生

やわた スマートウェルネスシティプロジェクト

★文化と暮らしの創生

やわた チャレンジプロジェクト

これら3つのプロジェクトが八幡の「まち」と「未来」に輝きを生みだし、八幡を知り、共感してもらえようとするを目標とします。

★子どもが輝く未来の創生 「やわた 子ども未来プロジェクト」 八幡の未来をつくる子どもたち。次代を生きる力を育むとともに、夢と志を抱き、それらに挑戦しようとする力を育成します。また、八幡の子育て環境の魅力を発信し、八幡で子育てをしたい、し続けたいと思う人を増やします。

★健康的施策 1 次代を生きる力の育成 シティズンシップ教育、絵本の読み聞かせ事業等で、次代を生きる子どもたちの「市民力」を育むとともに、基礎的な生活・学習習慣の定着やグローバル教育等、次代に求められる能力の育成に注力します。

★健康都市の創生 「やわた スマートウェルネスシティプロジェクト」 八幡の豊かな自然や歴史文化の中で、人々がいつまでも「健康」で「幸せ」を感じ、いきいきと輝きつづけるまちにしたいことが求められています。そのためにも、ウェルネス(健康)をまちづくりに中核におき、本市で暮らすことで健康になれるまちづくりを進めます。

★文化と暮らしの創生 「やわた チャレンジプロジェクト」 八幡の魅力的な文化や暮らしを磨き上げ、情報発信すること、世界や日本に誇れるまちとなるよう、様々な面から「チャレンジ」を進めます。

1 世界的な観光都市・やわたへのチャレンジ 石清水八幡宮の国宝指定を好機と捉え、八幡市駅周辺の再整備、お茶の京都推進事業、三川合流拠点施設(仮称)を活かした交流事業等を実施し、「世界から関心を集める観光都市・やわた」へチャレンジします。

2 「日本一魅力的なスローライフタウン」へのチャレンジ 日本一魅力的なスローライフタウン(心豊かに暮らせるまち)を目指し、男山地域再生事業、絆ネット構築支援事業、シティプロモーション事業等を実施し、八幡に住みたい・暮らし続けたいと思う人を増やす取り組みにチャレンジします。

3 やわたEDISONチャレンジ! 発明家トーマス・エジソンのようなチャレンジ精神に溢れた起業家の輩出を目指し、創業支援事業、ビジネスマッチング、地域農業担い手認定者支援事業等を実施し、八幡発の起業家の発掘・育成等を図ります。

2 市民協働で行う高齢者の健康づくり 産官学と地域が連携しながら、高齢者が無理なく楽しく、心身ともに健康を維持・増進していくための取り組みを、市民協働による新しい地域型介護予防事業として進めます。

3 誰もが気軽に参加できる健康プログラムづくり 健康マイレージ事業、産官学連携健康プログラムの開発、ウォーキング推進事業等を通じ、誰もが気軽に健康づくりに取り組めるよう、運動や食事等のプログラムの開発や提供を進めます。

★人口ビジョン、総合戦略の閲覧場所 人口ビジョンおよび総合戦略の全文は、市役所2階閲覧コーナーおよび政策推進課窓口、市民図書館、市ホームページで閲覧いただけます。

◆お問い合わせ 政策推進課

## 固定資産の価格等の縦覧

縦覧制度は、納税者の皆さんが他の土地や家屋の評価額との比較によって、自らの土地や家屋の評価額が適正かどうかを判断していただく制度です。

たは家屋の価格との比較ができるよう縦覧帳簿を見ることができま。

縦覧期間 4月1日(金)5月31日(火) (土・日・祝日除く)

縦覧時間 午前9時5午後4時

## 認定長期優良住宅新築で固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当を減額します。

認定長期優良住宅とは 長期にわたり良好な状態で使用することができるように、長期使用構造等が講じられた優良な住宅であるとして、京都府知事が認定した住宅です。

減額される住宅の要件 ①平成30年3月31日までに新築された住宅②併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上

減額の範囲 居住部分(120㎡以下相当分に限る)の固定資産税額の2分の1

減額の期間 3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間。それ以外の住宅は新築後5年間

手続き 認定を受けて新築された住宅であることを

## 市税の納付口座振替が便利

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)または納税課で行うことができます。

◆お問い合わせ 納税課

税係(市役所1階) 縦覧に必要なもの 印かんおよび納税通知書(ない場合は、運転免許証・健康保険証等で本人であると確認できる書類)

なお、縦覧期間中は無料で名寄帳の交付が受けられます。時間、場所、無料交付に必要なものは、縦覧と同じです(縦覧期間以外の名寄帳の交付については、1件につき3000円の手数料をいただきます)。

証明する書類(認定通知書)の写しを添付して、家屋を新築された翌年の1月31日までに申請してください。

※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

◆お問い合わせ 課税課